

# ～鎌倉市からののお知らせ～【令和3年度版】

市内の70歳以上の方に、特殊詐欺被害防止策のための  
電話機などの購入費を助成します！



市内に住む高齢者の方々が、振り込め詐欺など特殊詐欺の被害に遭わないよう、特殊詐欺被害防止機能を有する電話機等を購入する費用を助成します。

## ※ 特殊詐欺被害防止機能を有する電話機とは？

電話機の呼び出し音が鳴る前に、架電した者に対し、自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を録音する迷惑電話防止機能を有する電話機または機器です。内蔵されている固定電話機、または固定電話機に取り付ける機器、いずれも補助の対象になります。

【迷惑電話防止機能の解説】

[https://www.police.pref.kanagawa.jp/mov/c2001\\_01.mp4](https://www.police.pref.kanagawa.jp/mov/c2001_01.mp4)



## 1 補助を受けられる方(※次の条件をすべて満たしている方)

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている70歳以上の方で住所地において電話機等を設置し利用する方
- (2) 電話機等を生活の用途として購入した方(令和3年4月1日以降に購入した方)
- (3) 前年度の市税を完納している方。
- (4) 過去に同制度による補助金の交付を受けていない方。

## 2 補助の内容

- (1) 補助金の額は、購入経費のうち補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)と、6,000円のいずれか低い額です。
- (2) 購入経費とは、機器本体価格及びそれに係る消費税のみです。  
※電気店等での現金還元可能なポイント等の使用分及び加算分は含みません。
- (3) 1世帯につき1回線、1回限りです。

## 3 補助対象者数

200人(先着順とします。)

## 4 注意事項

- (1) 補助対象機器以外は、補助金の交付はできませんので、ご注意ください。
- (2) 予算額には、限りがありますので、申請をしても補助金の交付を受けられない場合があります。あらかじめご了承ください。※詳しい申請手順については、裏面を御覧ください。

## 5 申請受付場所

### (1) 受付期間

令和3年4月1日(木)～令和3年12月24日(金)まで

※ 先着順に受付し、予算額に達し次第終了となります。

### (2) 受付窓口

鎌倉市役所市民安全課窓口(第3分庁舎1階)

〈お問合せ先〉

**【所在地】** 鎌倉市御成町 18-10

(第3分庁舎1階)

**【担当】** 地域のつながり課 安全安心担当

**【電話番号】** 0467-23-3000(内線 2954)



## 6 申請手順

1 商品購入	購入前に対象となる機能が付いているか、よくご確認ください。
2 電話機等の設置	補助金対象者の方の住所地において、電話機等の設置を行ってください。 次のものをお持ちになったうえで、補助金の申請を行ってください。
3 補助金申請	<p><b>ア 申請者名、品名及び電話機等の購入に係る支払った事実が確認できる書類</b> (領収証原本等) ※ 領収書等は、原則返却しません。</p> <p><b>イ 保証書の写し</b></p> <p><b>ウ 補助金振込先口座の金融機関名、預金種類、口座番号がわかる通帳やキャッシュカードの写し(申請者名義のもの)</b></p>
4 審査・補助金交付決定・補助金の振込み	提出書類の審査後、補助金決定通知書を発行します。 補助金の振込みは、申請時期により、申請から数ヶ月を要しますのでご了承をお願い致します。

## 7 申請書等の提出代行について

申請者に代わって、代理の方が申請書等を提出代行することも可能ですが、次の点について、ご留意ください。

### (1) 提出代行は、通常の提出書類のほか、次の書類等が必要です。

1点	申請者の個人番号カードの写し
	申請者の運転免許証または旅券の写し
	申請者との血縁関係がわかる戸籍謄本の写し
2点	申請者の被保険者証の写し(介護保険、医療保険または後期高齢者医療保険)
	申請者の限度額認定証の写し(介護保険、医療保険または後期高齢者医療保険)
	申請者の介護保険負担割合証の写し
	申請者の年金手帳または年金証書の写し

(2) 当該補助金は、**申請者名義の口座への振込み**となりますので、補助金申請時には、申請者名義の口座の金融機関名、預金種類、口座番号がわかる通帳やキャッシュカードの写しを添付してください。

(3) 当該補助金の申請審査にあたり、申請者の次の個人情報を取り扱います。

ア 住民基本台帳及び鎌倉市税等の納付状況

イ 鎌倉市暴力団排除条例に基づく、同条例第2条第4号に定める暴力団員等の該当の有無

【担当：地域のつながり課 安全安心担当(電話 0467-23-3000 内線 2954)】